

○読谷村健康増進センターの設置及び管理に関する条例

平成19年12月25日条例第16号

読谷村健康増進センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、読谷村健康増進センター（以下「施設」という。）において、村民の健康の保持及び増進に資するために、施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

**第2条** 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
読谷村健康増進センター	読谷村字座喜味2901番地1

(管理)

**第3条** 施設は、読谷村長（以下「村長」という。）が管理する。

(指定管理者による施設の管理)

**第4条** 村長は、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設の管理を法人その他の団体であつて、村長が指定するもの（法第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の管理に必要とする経費は、利用料、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(指定管理者が行う業務)

**第5条** 指定管理者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 施設の利用許可に関する業務
- (2) 施設の利用料の徴収に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

**第6条** 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して10年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(職員)

**第7条** 施設にセンター長及びその他必要な職員を置く。

(開館時間)

**第8条** 施設の開館時間は、午前8時30分から午後10時までの範囲とし、利用時間の設定は規則で定める。

2 指定管理者は、必要があると認められるときは、村長の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

**第9条** 施設の休館日は、次の各号のとおりとする。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 施設の管理上、村長が必要と認めたとき。

2 指定管理者は、必要があると認められるときは、村長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用料)

**第10条** 施設利用料の範囲は、別表のとおりとする。

2 指定管理者は、別表に定める範囲で村長の承認を得て、利用料を定めることができる。

3 利用料は、指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

(利用料の減額又は免除)

**第11条** 公益上その他必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の返還)

**第12条** 既に納入された利用料は、返還しない。ただし、施設を利用するもの（以下「利用者」という。）の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限)

**第13条** 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を拒み、又は退去を命じることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設を汚損し、損傷し、又は、滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が不相当と認められるとき。

2 指定管理者は、前項の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を拒み、又は退去を命じることができる。

(損害賠償)

**第14条** 施設を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用者の義務)

**第15条** 利用者は、使用する施設及び付属設備等については、善良なる注意をもって使用しなければならない。

(職員の指示)

**第16条** 職員は、施設の管理上及び利用者の健康上必要があると認められるときは、利用者に指示することができる。

2 利用者は、前項の職員の指示に従わなければならない。

(営業行為の禁止)

**第17条** 施設内において、営業の行為を行ってはならない。ただし、村長の許可を得た場合はその限りでない。

(運営連絡会議の設置)

**第18条** 施設運営の向上を図るため読谷村健康増進センター運営連絡会議を設置するものとする。

(規則への委任)

**第19条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

利用プログラム名		利用料の範囲（円）	備考
個人利用	自由な利用	温水プール	120分以内とする。
		トレーニングルーム	
	プログラム受	温水プール	700から2,000

	講	トレーニング ルーム	700から2,000	グラムとする。
		スタジオ	700から2,000	
		芝生広場	700から2,000	
	アドバイス	体組成成分測定	1,000から2,000	体組成成分測定により、個人に適した健康づくりプログラムを提供する。
		生活改善プログラム	1,500から3,500	体組成成分測定の結果に基づき、運動機具や日常の食生活を改善するプログラムを提供する。
健康づくり状況管理		300から1,000	健康づくり状況を一月単位で管理し、運動の継続につながる情報を提供する。	
コースプログラム		8,000から21,000	14回以内で、指導者がついたプログラムとする。	
団体利用 (20人以上)	実践室等	温水プール	3,000から15,000	120分以内で、2レーンを限度とする。
		トレーニング ルーム	1,600から6,000	120分以内で、運動機具は16台を限度とする。
		スタジオ	2,000から10,000	120分以内とする。 冷房の使用は1時間につき500円を加算する。
		芝生広場	2,000から4,000	60分以内とする。